

鳥取市子育て短期支援整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市子育て短期支援整備事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）及び平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について（平成21年3月5日付け20文科発第1279号文部科学省初等中等教育局長、雇児発第0305005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「国管理運営要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市（以下「市」という。）が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業（以下「鳥取市子育て短期支援事業」という。）の実施施設の整備促進を図ることにより、事業の安定的な提供体制を整備し、児童虐待防止及び子育て支援に資することを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 市は、前条の目的の達成に資するため、別表第1項に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表第2項に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する総事業費から補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額、別表第3項に掲げる補助基準額及び補助事業に要する同表第4項に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）を比較していずれか低い額に同表第5項に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。
 - 3 補助事業の実施に当たっては、鳥取市中小企業・小規模企業振興条例（平成29年鳥取市条例第2号）の趣旨を踏まえ、市内中小企業・小規模企業への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、補助事業に着手する前に行わなければならない。
- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して30日以内に行うものとする。
- 2 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、

仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第9条の市長が別に定める変更は、別表第6項に定めるもの以外の変更とする。

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第12条の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から起算して30日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

第8条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

（収益納付）

第9条 補助事業者は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、市長がその全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

（雑則）

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、健康こども部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

別表（第3条、第6条関係）

1 補助事業	鳥取市子育て短期支援事業を実施するための専用の居室を整備する事業のうち国管理運営要領別添35の3（3）に定める補助対象事業
2 事業実施主体	鳥取市子育て短期支援事業の実施事業者
3 補助基準額	国管理運営要領別添35の3（1）に定める補助基準額
4 補助対象経費	国管理運営要領別添35の4に定める対象経費
5 補助率	3 / 4
6 重要な変更	(1) 本補助金の増額変更 (2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更
備考	1 この補助事業は、国管理運営要領に基づいて行うものとする。 2 この別表における用語の定義は、国管理運営要領の例による。

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度鳥取市子育て短期支援整備事業実施計画（実績報告）書

1 事業者名

2 消費税の取扱い

（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者） ※いずれかに○を付すこと。

3 実施計画（実績報告）表

（単位：円）

事業名	総事業費	寄付金 その他の 収入(予定)額	差引額 (A－ B)	補助対象 経費の実 支出(予定)額	補助基準 額	算定基準 額 (C・D・ Eのいずれか少ない額)	市補助所 要額 (F× 3/4)
	A	B	C	D	E	F	G

（記入上の注意）

- 1 A欄には、補助対象経費以外も含めた総事業費を記入すること。
- 2 B欄には、本補助金以外の収入がある場合にその金額を記入すること。
- 3 D欄には、A欄のうち補助対象経費に係る支出予定額を記入すること。
- 4 G欄には、1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額とすること。
- 5 箇所別事業計画（実績報告）書（別紙1）を添付すること。

(別紙1)

鳥取市子育て短期支援整備事業 箇所別事業計画 (実績報告) 書

項目	内容				
施設名					
所在地					
設置主体					
整備区分	創設	増築	増改築	改築	大規模修繕等
利用対象者					
事業実施概要					
事業期間	契約 (予定) 年月日				
	着工 (予定) 年月日※1				
	竣工 (予定) 年月日※1				
	事業完了 (予定) 年月日※2				
	事業開始 (予定) 年月日				
	※1 解体・仮設工事期間を含む。 ※2 補助対象経費とした設備の納期を含む。				
添付書類	・別紙2「総事業費及び補助対象経費内訳書」 ・配置図 (A4版) ・施工前平面図 (A4版:室名、面積を明記したもの) ・施工後平面図 (A4版:室名、面積を明記したもの) ・現状が確認できる建物等の写真 ・取得・改修した建物等、事業の実施状況がわかる写真 ・その他必要な書類				
消費税の取扱	(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者)				

他の補助金の活用有無	
------------	--

※「他の補助金の活用の有無」には、この事業計画において他の補助金を活用される場合、活用する補助金名、その事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記入すること。

(別紙2)

鳥取市子育て短期支援整備事業 総事業費及び補助対象経費内訳書

事業者名	
施設名	

(単位：円)

項目	総事業費	補助対象経費	備考
本体工事費 (工事費又は工事請 負費)			別添(見積・契約) のとおり
本体工事費 (工事事務費)			別添(見積・契約) のとおり
特殊附帯工事費			別添(見積・契約) のとおり
解体撤去工事費			別添(見積・契約) のとおり
仮設施設整備工事費			別添(見積・契約) のとおり
合計			

(記入上の注意)

- 1 総事業費には、見積・契約等の単位ごとの税込み総額を記載すること。
- 2 補助対象経費には、総事業費のうち補助対象外経費を除いた額を記載すること。ただし、本体工事費(工事事務費)の補助対象経費は、本体工事費(工事費又は工事請負費)の補助対象経費の2.6%に相当する額以下の額とすること。
- 3 工事費(本体・解体・仮設)を1本で見積又は契約する場合は、「本体・解体・仮設工事費」にするなど適宜項目を加工して記載すること。
- 4 項目ごとに見積又は契約書(写)を添付すること。ただし、本体工事費等の見積書については、見積金額及び大項目の内訳のみを添付すること。

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度鳥取市子育て短期支援整備事業 収支予算（決算）書

収入の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 （本年度決算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	増減	備考
鳥取市子育て短期支援整備事業補助金				
事業者負担額				
その他の収入				
合 計				

支出の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 （本年度決算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	増減	備考
合 計				

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

年度鳥取市子育て短期支援整備事業仕入控除税額確定報告書

鳥取市長 様

職 氏 名 印

年 月 日付第 号で交付の決定（又は変更決定）された補助金について、鳥取市子育て短期支援整備事業補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	補助金の確定額	金	円
2	実績報告時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額（3－2）	金	円